

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則
- 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県選挙管理委員会
- 福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程

## 規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十八年七月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第六十一号

#### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営船戸団地の項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第六十九号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

### 福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程（平成六年福島県選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四号その一備考4中「15,300円」を「15,800円」に改める。

様式第五号備考4中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改める。

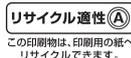
様式第六号備考4中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に、「557,115円」を「573,030円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に改める。

様式第七号その一（別紙）その二の（1）中「15,300円」を「15,800円」に改め、同様式その二（別紙）備考1中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改め、同様式その三（別紙）備考1中「当該選挙区（当該選挙区が行われる区域）における選挙区（選挙が行われる区域）におけるボスター掲示場数」欄に記載された選挙区（選挙が行われる区域）における」を「当該選挙区（当該選挙区が行われる区域）におけるボスター掲示場数」欄に記載された」に改め、同様式その三（別紙）備考2中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に、「557,115円」を「573,030円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に改める。

この規程は、平成二十八年七月十二日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成二十八年七月十二日から施行する。



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行所 福 島 県 報 株式会社 第一印刷